

## 社会福祉法人 兵庫県共同募金会 配 分 規 程

(趣 旨)

第1条 この規程は、兵庫県共同募金会（以下「本会」という。）が行う共同募金の配分について、法令又は定款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(配分の原則)

第2条 配分は、透明性を確保し、共同募金の原則（民間性、地域性、計画性、公開性、参画性、福祉教育の普遍性）に基づき、適正に配分することを原則とする。

2 配分は、募金を行った年度の翌年度の事業に配分する。ただし、歳末たすけあい募金による配分、その他緊急に必要な場合は、この限りではない。

(配分対象)

第3条 配分の対象は、兵庫県内において社会福祉事業、更生保護事業、その他社会福祉を目的とする事業を行うもので次の各号に掲げるもの。

- (1) 社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する施設・団体が行う事業
- (2) 更生保護事業法による更生保護事業
- (3) 地区住民（団体）が地域福祉の増進を図る事業
- (4) 社会福祉の連絡調整を行う団体
- (5) ボランティア・民間非営利組織(NPO)活動の事業
- (6) その他、必要と認められる事業

(配分事業の周知)

第4条 本会は、配分事業を実施するにあたっては、第3条に規定するものに対し当該事業の内容について市区町共同募金委員会を通じて周知するものとする。

2 第1項に定めるほか、情報提供を図るために、本会のホームページ及び兵庫県社会福祉協議会の機関紙等に掲載して周知するものとする。

(配分の要望)

第5条 配分を受けようとするものは、共同募金受配要望書に必要事項を記載し、指定した期日までに、当該市区町共同募金委員会を経て本会に提出するものとする。

2 第1項の規定に関わらず、県域又は複数の市区町域で事業を実施している団体等は、共同募金受配要望書を指定した期日までに、本会に直接提出するものとする。

(配分要望の調査)

第6条 第5条の共同募金受配要望書の内容について、確認等を行う必要が生じたときは、本会及び当該市区町共同募金委員会が調査を行うことができる。

(配分計画)

第7条 本会は、第5条により共同募金受配要望書を受付けたものについて、配分委員会で審査を行い、配分計画を立案するものとする。

2 第1項の配分計画の立案にあたっては、募金部会と目標額について調整を行うもの

とする。

(配分を受ける資格)

第8条 配分を受けようとするものは、配分金の適正な運営と配分を受けたことによる事業効果を十分に発揮する能力をもつものでなければ配分を受ける資格を有しない。

(配分金の使途)

第9条 配分は、第3条に掲げる施設又は団体の次年度の事業費に対し、募金を行った年度の翌年度の事業費又は臨時費（施設の補修、備品の整備等に要する経費。）に対して配分する。ただし、歳末たすけあい募金については、当該年度の事業に対して配分する。

(配分の対象外)

第10条 配分を受けようとするものが、次の各号の一つに該当するときは、配分の対象外とする。

- (1) 社会福祉を目的としている事業にもかかわらず、国籍、宗教、政党、組合などにより、事業の対象を限定して一般に開放していない事業
- (2) 社会福祉の目的が明らかでない事業又は事業の名称のみの事業
- (3) 事業収入などによって経営が可能なもの
- (4) 当該年度に寄付の公募を実施するもの
- (5) 官公営又は県外の施設及び団体(公設民営を含む)
- (6) 新設の社会福祉法人は、事業開始後1年未満のもの
- (7) その他、配分委員会において不相当と認めたもの

(配分の決定)

第11条 当該年度の共同募金が完了したときは、配分委員会は共同募金の実績と当初に立案した配分計画に沿い配分について審議を行い、配分案を策定するものとする。

2 配分は、理事会、評議員会の議決を経て決定する。

(配分金の決定の取消し)

第12条 配分の決定を受けたもの（以下「受配者」という。）が次の各号の一つに該当するときは、配分金の全部又は一部について取消すものとする。

- (1) 事業の全部又は一部を実施しないもの
- (2) 事業結果が極めて不良と認められるもの
- (3) 受配申請に、事実と相違した申請をなしたもの
- (4) その他、本会において不相当と認めたもの

(配分金の返還)

第13条 受配者は、前条の取消しの決定を受けた場合において、当該取消しにかかる部分に関し、既に配分金が交付されているときは、その額を返還することとする。

(配分金の使途変更)

第14条 受配者が、やむを得ない事情により配分金の使途を変更する場合は、使途変更申請書を本会に提出し、承認を受けなければならない。

2 第1項の用途を変更する場合には、配分委員会の決定に基づき行うものとする。

(配分金の報告)

第15条 受配者は、事業終了後2箇月以内に事業完了報告書を本会に提出しなければならない。

2 受配者は、本会が第1項の用途について要請したときは、速やかにその内容を明らかにした報告書を提出しなければならない。

(配分金の経理)

第16条 受配者は、配分金の管理及び用途について所定の帳簿を備え、常に事業の状況及び経理の内容を明らかにしておかなければならない。

2 第1項について、本会が会計監査を求めたときは、これを拒むことはできない。

(共同募金以外の寄付金等)

第17条 共同募金以外の寄付金及び補助金等の配分又は助成については、この規程を準用する。

(補 則)

第18条 この規程を実施するため必要な事項は、配分実施細則で定める。

附 則

この規程は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から改正する。

附 則

この規程は、昭和63年8月24日から改正する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行し適用する。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。